令和5年度
クリーニング師研修・クリーニング業務従事者講習
お知らせ

クリーニング営業者の皆様へ

■クリーニング業法（第8条の2第1項）により義務づけられている**「クリーニング師の研修」**及び**「クリーニング業務従事者の講習」**の開催についてお知らせします。

■令和5年度は、**従前の講習会方式（第1型）**で行うことになりました。

注）天災・感染症等の影響により、2型（通信教育）に変更させていただく場合がございますのでご了承ください。

■次の①②のいずれかに該当する方が対象となります。

① クリーニング業務に従事している方で、過去2年間にこの研修または講習を受講されていない方
② クリーニング業務に従事後1年以内の方

注1）業務従事者の受講対象者については、従業員数によってその取扱いが異なりますので、ご確認ください。
注2）昨年または今年、他県にて研修・講習会を受講された方は、お手数ですが、当生活衛生営業指導センターにご一報いただきますようお願いいたします。
注3）クリーニング師で、住所の変更がある方、廃業された方はお手数ですが、当生活衛生営業指導センターにご一報いただきますようお願いいたします。

■本研修及び講習は、群馬県知事から指定を受けた公益財団法人全国営業指導センターが主催し、本県の営業指導センターが実施するものであります。

■お問い合わせ先

公益財団法人　群馬県生活衛生営業指導センター
電話：027－224－1809（平日の9時～17時）

研修会・講習会について

研修会や講習会の受講後、レポート問題の解答用紙を提出していただきます。
受講認定された場合は、修了証書及びステッカーを交付いたします。

■日程・会場

(1)日付

①クリーニング師研修会

10 月 11日(水)　群馬県 JA ビル(前橋市亀里町1310
11 月26日(日)　群馬県勤労福祉センター(前橋市野中町 361-2)

②クリーニング業務従事者講習会

9月21日(木)　群馬県立県民健康科学大学(前橋市上沖町323－1)
11月12日(日)　群馬県勤労福祉センター(前橋市野中町 361-2)

(2)時間(研修会及び講習会)

10:00～15:00　(受付 9:30～ 、 昼休 12:00～13:00)

■申請手続き等

①受講される方は、「**受講申込書**」に必要事項を記入し、群馬県生活衛生営業指導センターあて**ファックス又は郵送**で申込みをお願いします。
(締め切り:8 月 31 日(木))。

○宛先:〒371－0025　前橋市紅雲町一丁目 7－12
群馬県住宅公社ビル 4 階
公益財団法人群馬県生活衛生営業指導センター
○ファックス:027－224－1610　番号の間違いのないようお願いします。
○郵送の場合は、切手84円を貼付のうえ郵送してください。

②生活衛生営業指導センターより「受講票」が郵送されます。(受講日当日に、受付にご提示下さい)
③研修修了後、**解答用紙を生活衛生営業指導センターに提出します**。
④生活衛生営業指導センターは、解答用紙を審査(理解度を確認)し、**修了証書・ステッカー**を受講者に交付します。

■受講料

※研修会、講習会当日に現金で集めます。

・クリーニング師研修　5,000円
・クリーニング業務従事者講習　4,500円

＊最低募集人員に達しない場合は、中止とし、もう一方の日程に変更させていただきます。(電話で御連絡させていただきます。)

＊昼食については、各自でお願いします。